

第7回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

摘録

【日時】平成30年1月26日（金） 午前10時00分～12時00分

【場所】市役所本館4階 議員協議会室

【出席委員】青山委員、足立委員、尾上委員、木谷委員、品田委員、谷口委員、
西山委員、藤原委員、山川委員
(12名中9名出席：有効に成立)

【事務局】市民文化環境部長 飯尾、生活環境課長 福田、清掃事務所長 本合、
リサイクル事務所長 橋本、生活環境課主幹 田中

【傍聴者】0人

1. 開会

2. 議題

(1) 2R（リデュース・リユース）の推進について

・次の事項について、事務局より説明を行った。

①事業系ごみの減量 ②紙ごみの減量 ③受益者負担の公平化

【委員からの意見等】

①事業系ごみの減量

・事業系可燃ごみの実態把握について

(委員) 収集業者が事業所から収集するごみ量のある程度の根拠を基に把握する必要があり、想定で今後の政策を進めるのは非科学的である。調査にあたっては、効率やコストに十分配慮しなければならない。

(会長) 他自治体では、収集運搬業者に対して排出事業者に関する資料提出を求めている事例もあり、実態把握には収集運搬業者との連携・情報共有を図ることが重要である。

(委員) 事業系ごみが家庭ごみとしてごみの集積所に排出されている可能性もあり、その対策にも取り組む必要があるのではないかと。

・事業系ごみの減量施策について

(委員) 市民に対するものと同様に、事業活動でのごみ減量・分別についてもさらなる啓発と指導が必要である。事業者への啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な啓発方法を検討する必要がある。

(委員) 新規に開業した事業者はごみの正しい出し方を知らないこともあり、また、既存事業者も正しく理解していないことがある。こうした事業者向けに「正しいごみの分け方、出し方」がわかるパンフレットを作成する必要がある。

(委員) 搬入許可制度や搬入予約制度の導入にあたっては、効率的な方法を検討する必要がある。

(委員) 搬入抑制策が不法投棄や散乱ごみの増加に繋がらないよう留意しなければならない。

②紙ごみの減量

(委員) 市民や事業者に対して、雑紙を分別すればリサイクル可能であることや、シュレッダー古紙がリサイクル困難であることについて十分に浸透しておらず、さらなる啓発が必要。

(会長) 市が市内外の古紙業者と連携し、さらなるリサイクルに向けた資源化ルートの充実が必要。特に事業所では、そのままの状態では排出できる紙が少なく、秘匿性の高い文書や個人情報に記載された紙がリサイクルできるルートが必要である。市内の古紙業者でこうした文書の取り扱いができないのであれば、市外で紙の溶解処理やシュレッダー古紙のリサイクルに対応できる業者を把握して事業所に情報提供することも検討しなければならない。

(委員) ペーパーレス化は紙の使用量を削減するだけでなく、データ管理をすることで業務の効率も上がる。

③受益者負担の公平化

(委員) ごみを減らすことで経費の削減が可能。また、直接搬入についても従量制で行い、有料化しても良いと思う。

(委員) 不燃ごみの有料化の方向性については一定の理由があることは理解できるが、無料だったものを有料化することについて、他の人は抵抗感があると思う。ごみをめぐるといった現状については、市民に積極的に情報発信する必要がある。

(委員) 市においては、越境ごみ対策や不適正排出に対して、搬入物検査や展開検査など、今すぐ取り組み可能な施策を早急に着手する必要がある。それと平行し、他市の事例を参考にしながら、市民や事業者にとって負担が最小限となるような搬入抑制策や有料化の施策について研究する必要がある。

(委員) 有料化の検討にあたっては、単に市民負担が増えるようなことにならないよう留意し、新たに発生する収入については、収集回数を増やすことや排出弱者への支援など、サービスの向上についても併せて検討する必要がある。

(委員) 市民によって金銭的な負担感が異なるため、市民一人ひとりが同じ気持ちでごみ減量に取り組むことができるよう配慮が必要。

(2) その他

・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。

→ 異議なく、一同了承。

(了)